

第20回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】令和3年10月26日（火）15:00~17:00

【会場】OMM グラン101,102

【出席委員】

泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
岩田 三千子	摂南大学 名誉教授
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
岡田 明	大阪市立大学 名誉教授
岡本 厚	大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
田中 直人	島根大学 客員教授
田中 米男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
南野 和人	日本チェーンストア協会関西支部 事務局長
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
羽藤 隆	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 代表理事
松中 亮治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
山田 伸一	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
湯浅 桂輔	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

○部会長

みなさん、こんにちは。部会長の田中です。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

世間はまだ新型コロナウイルスの関係がありまして、これからの行き先がよく読めないところありますけども、着々とこの福祉のまちづくりの整備につきましては、負けずに整備していこうと思います。

今日もいろんな意見をいただきたいために資料をたくさん用意しておりますので、活発なご意見を期待したいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

それでは議事次第に沿いまして進めたいと思います。

議題の1、今後のスケジュールということで、事務局からお願いします。

○事務局

今後のスケジュールについて（府より資料1を説明）

○部会長

ただいま事務局からご説明いただきました件につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次でよろしいでしょうか。

それでは続いて用意していただきました資料の説明をお願いしたいと思います。

○事務局

「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂について（府より資料2-1から2-6を説明）

○部会長

ただいま説明いただきました部分につきましてご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員

便房につきまして、二つ確認をお願いしたいと思います。

便房横にある、流すや止めるというボタンを壁につけると書いてあります。

このとき、点字も一緒に敷設されるということですが、壁と平行に貼られると点字の特性上読みにくくなりますので、角度をつけていただけるとか、確認したいというのが一点。

もう1点は、すでに終わっているかもしれませんが、多機能トイレにおいて、障がい当事

者と介助者が、同時に入るケースがあり、そのときに荷物やコートを下げるための器具等が二つ以上あるのかの確認をお願いしたいと思います。

○部会長

トイレにつきましては2点質問が出ましたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

2点ご質問いただきました。

まず1点目の便房で角度をつけるということですが、今回のガイドラインの中には詳細に書かれていないかもしれませんが、その方向で考えております。

2点目の多機能トイレに介助者が入ってきた際、器具等がいるのではないかとということですが、内容をもう少し確認させていただきまして、次回の審議会で説明できるように対応させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございます。

○部会長

どうもありがとうございます。

委員申し上げます。

○委員

イオンモールの検証につきまして、

いろいろと反映していただいているところもあるかなと思い、資料を見ておりました。

まだ、読み込めてないところもあり、一部、間違った解釈があるかもしれませんが、それも含めて質問させていただきます。

まず、資料で言いますと、55ページあたりの机の高さのことです。

これについては、国の基準とほぼ同じことが書かれていると思います。

検証のときは、机の脚が干渉してしまい、うまく机の下に車椅子の方が乗り込めない場合もあるということは、62ページの方の図に書かれていると思っておりますが、いずれにせよ、なぜ、その高さにしないといけないのか、なぜ、机の脚の幅を70cmとしなければならないのか、説明をしていただきたいと思います。

何故なら、65cmから70cmという決め方にした場合、どうしても低い方に合わせてしまったりする。

では、それはなぜ必要なのかというと、コントローラーや車椅子の装置が机の端に当たってしまうということです。

一概に、全部なくすことはできないですが、そういう理由があって、高さの担保、それから机の端の部分ができるだけ車椅子に邪魔にならないようにするということが、わかるようにしていただきたいのが一つです。

そして、通路幅は90 cmということでもよろしいか確認です。

56 ページに書いてあると思いますが、検証のときも80 cm担保されている場合も、やはり少し狭いということもありましたので、90 cmでお願いしたいところです。

これも56 ページに、共通で書かれている理解で間違っていないか確認です。

また、便所ですが、46 ページに、直径150 cmの下に40 cmほど何もなければ、そこは直径150 cmの中に含めても構わないと、新たに規定されている。

ここだけ読むと、例えば洗面台の下であっても、床から40 cmのスペースがあれば、直径150 cmの中に入れて良いと思ってしまう。

もちろん、それは駄目と言っているわけではないですが、大元には、直径180 cmにするということがあるので、認められるのではないのかと思いますが、この辺の解釈はこれであっているのでしょうか。それが3点目になります。

また、駐車場のことですが、ここは一点。

機械式というものがよくわからないのですが、イオンモールで検証したところは、機械式ではなく、あくまでも、平面の駐車場という位置づけなのかが、わからなかったので質問です。

加えて、ワゴン車を送迎等で使う形で車椅子での来店方法が多いです。

車椅子は後ろからリフトでおります。

その車両は頭から車止めの方に進入して、後から降ろすわけですが、そうすると長さがある程度ないと、リフトの乗降部が車路に入ってしまうことが、様々なところで問題になってきました。

そこはどういうふうに改善されるのか、駐車場の縦の長さは、あまり規定されていなかったと思いますが、そこは何とかならないかというのが、4点目です。

最後は、出入り口は80 cm幅を担保し、段差をなくすということです。

町の中では、段差を滑らかにせず、何cmかの段になっている店舗も、まだまだ多いのが実態です。

なので、こういった段差なくすことについては、ガイドラインにしっかり記述していただき、実質的に、そういうお店が増えていくよう、市町村等にも、この改定した意味を共有していただきたいと思っています。

少し多くなりましたが、以上です。

○部会長

どうもありがとうございます。

全部で5点ですね。

○事務局

ご意見いただきまして、ありがとうございます。

5点順番に回答をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の55ページ目になると思いますが、机の高さの関係でございます。

私も、イオンモールの実証を立ち合わせていただきまして、ご意見いただいております。

65 cmから70 cmと書いておりますのは、他の資料も全て一緒ですが、国の設計標準で65 cmから70 cmということが、規定をされております。

その細かい理由についての記載はないですが、先ほど委員がご指摘をいただいたような内容が、理由としてあるのだらうと思っております。

その辺の理由について、私どもも、しっかり調べきれてないところもございますので、調べさせていただき、国の方は65 cm以上あればよいとなっておりますが、そこを、どの数字にすべきかについては、もう少し議論をさせていただきたいと思っております。

2点目の56ページの、通路の幅90 cm以上ということでございます。

これも最低80 cm以上は、ないといけないということになろうかと思っておりますが、国の設計標準は90 cmとなっておりますので、大阪府のガイドラインについても、この90 cmの方に合わせたいと考えております。

3点目、順番が違うかもしれませんが、47ページのトイレです。

直径150 cmの内接円が、国の設計標準では直径180 cmとなっております。

ただ、国の方も誘導基準ということで、いきなり180 cmにするのが、本当にいいのかについては、中でも今、議論をしているところです。

かなり事業者の方にも、負担を強いることとなりますので、少し慎重に対応をさせていただきたいと考えております。

そして、駐車場の長さの関係です。

これも、国の方では、長さではなくて階高を、230 cm以上の高さにしなければならないと設計標準で出ていますが、ここも、事業者の方にはかなりの負担を強いる可能性がありますので、もう少し実情等を調べさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

最後に、駐車場の問題で、機械式と平面式ということで、ご意見いただいております。

イオンさん、JAさんの検証、いずれも、実は平面式の駐車場を対象にして実証検査をしております。

機械式については、私どもも、見識をしっかり持っておりませんので、ここも宿題で預からせていただきたいなと思っております。

以上5点回答させていただきます。

よろしく申し上げます。

○部会長

ありがとうございました。

委員どうでしょうか。

○委員

トイレの直径の場合は、直径 150 cm だけが残し、床上 40 cm のスペースを使うようにすれば、今よりも小さくていいと、読めないこともないので、そういった誤解が、直径 180 cm にできるかということは、置いておくとしても、今までより狭いところでも基準がクリアできることにならないようにしていただきたいということが一つ。

それからワゴン車の高さというのは、調べていただければいいのですが、ある程度の基準は、必要になってきます。

僕らも、集会を開くときは、駐車場の高さを調べないと、そのワゴンが地下の駐車場だと降りて来られないこともあるので、慎重にということもありますので、障がい者の使い勝手ということを考えていただきたいと思います。

最後一つ、机の下の脚の幅が 70 cm というのが、62 ページの図にありますが、そこも足が入るよということができるような形で説明していただきたいと思います。

以上です。

○部会長

はいどうもありがとうございました。

私の方から質問・確認ですが、寸法等につきまして、国の基準で変わったからと、お話をいただきましたが、変わるのはいいのですが、その通りすんなり大阪府も合わせていくという姿勢だけではなく、何故にそうなるのか、するべきなのか、そういった根拠や、基準の裏付けについても、しっかりと、設計者、関係者が理解しやすい形がいいかと思います。

いかがでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

今日の資料、部会で様々なご意見をいただきたいと思っており、その意見を反映させていただいて、ガイドラインの改訂に繋がりたいと考えております。

田中会長のご意見も、その通りでございます。

あまり時間がありませんが、次回の審議会までには、整理をさせていただき、もう一度説明をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございます。

他にございますか。

Webで参加いただいている委員の方からないでしょうか。

ないようでしたら、次の議題に行きたいと思います。

○事務局

災害時・緊急時に対応した避難経路などのバリアフリー化と情報提供のあり方について
(案) (府より資料3を説明)

○部会長

ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

○委員

2ページの下の方に、避難する際の経路及び避難する場所において、施設整備等の情報提供について検討すると書かれていて、その次の3ページのところで人的対応の部分と、バリアフリー整備が、段々とバリアフリー整備から人的なソフト対応などをしていく図がありますが、例えば、車椅子トイレが有るか無いかなど、そういった情報を、事前にわかるようにできないのか。

情報提供というのが、そういう意味なのかよくわかりませんが、例えば避難所であると、圧倒的に学校が多かったりするわけでそういうところで、どういうハード的な整備があるのかということを開示するようなことで、事前にわかるような仕組みにしていただければと思います。

また洪水も含めてということなので、上階への避難も、その場合必要になってくる。

だから学校の場合、エレベーターがあるのか、などということも、津波の被害があるようなところについては問題になると思います。

そういうところも含めて、情報開示していただければと思います。

以上です。

○部会長

ただいまのは、ご意見としていいですか。

よろしくをお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

この災害時のバリアフリーの検討の内容ですが、昨年度の審議会に、田中会長から、ご発

言がありまして、災害時のバリアフリー化について、確かに平成 25 年当時に、国の方で、東日本大震災を受けて、このような、研究報告書がまとまっているのですが、そこから時代も流れてきて 10 年近く経ち、様々な文献でも、まとまっているとお聞きをしております。そういった文献も含めまして、最新事例も取り込みながら、今後検討していきたいと考えております。

先ほど、委員からご発言いただいた内容も含めまして、次回の審議会で正式に了解をいただきましたら、年明けの部会で検討のスタートを切っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございます。

それではよろしくお願いいたします。

それでは事務局から、次の報告事項について、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

報告事項（府より資料 4-1 から 4-4 を説明）

○部会長

はいどうもありがとうございました。

ただいま報告事項についてご説明いただきましたが、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○委員

3 点です。

1 点目は基本構想のことです。

8 ページのグラフでも、新しいところが、なかなか作成もできていない状況であり、見直しについても、表で出しているのですが、なかなか進んでいない状況であるということで、これは前から何度も言っていますが、市町村のことではあるが、やはり、大阪府として、市町村に働きかけていただき、新しいものを作成・見直しを市町村が行っていくように、可能な限りの働きかけをしていただくようお願いいたします。

2 点目が、ホテルですが、このホテルの調査等については、19 ページに書かれています。これは新型コロナウイルスで一旦先延ばしになったと言われている調査のことでしたか？という質問と、ここに実地調査が 90 件とあります。

全部でも構いませんので、ぜひ当事者も含めた検証のあり方というのを、ここでもやっていただきたいと思います。

そして、バリアフリーの情報公表ですが、内容については、バリアフリールーム等だけで

はなく、一般の客室であっても、その数字によっては使える障がい者もいますので、全室と
いいますか、可能な限り、これも全ての部屋の情報を提供というのをさせていただくようにア
ンケート等にしていきたい。これが 2 点目のホテルバリアフリーのことについての要
望です。

最後は、このことと少し外れますが、ホテルのこともそうですが、大阪で万博が開かれる
ということで、この間、進めてきたと理解しています。

今年、いろいろありましたが、オリンピック・パラリンピックが終わり、次の大きなイベ
ントとしては、万博であると思いますが、そこの中身のバリアフリーや、そういう状況がど
うなっているのか、オリンピック・パラリンピックの基準のような、より快適に、アクセス
できるような中身にしていけないといけないのではないかと思います。

まさか、基準で決められている、車椅子席が 1 個だけあればよいなど、そういったことに
進まないようにしていきたいのですが。

また、これは一体どこで議論することになるのか。

違うセクションかということかもしれませんけれども、ぜひ、そういったところにも働き
かけていただき、それをどういうものにしていくかを、オープンな場、様々な当事者も含め
て議論していくような場で、設定していただきたいというように強く思います。

以上です。

○部会長

どうもありがとうございました。

ただいま 4 点ですね。

お答えいただけますかよろしくお願いします。

○事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。

まず 1 点目の、市町村のバリアフリー基本構想の話でございます。

なかなか新規で作成をしてくれる市町村や、見直しをしていただける市町村が増えてこ
ないというのが、実情でございます。

ただ、令和 3 年度の状況を、14 ページで先ほど説明もさせていただいておりますが、よ
うやく豊中市、高槻市、茨木市、大東市で、見直しが岸和田市、四條畷市と、少しずつでは
ありますが、私どもが働きかけをさせていただいて、これぐらい増えてきているという状況
でございます。

交通バリアフリー法の時代のようには、一気に進むというわけには、なかなかいかないのか
もわかりませんが、引き続き市町村の方に働きかけをさせていただきたいと思っております。

2 点目のホテル・旅館のバリアフリー情報の公表の関係でございます。

まず新型コロナウイルスの関係で予算を先延ばしした案件でしょうか？ということですが、その通りでございます。もともとは、1年前の令和2年度にやる予定でございましたが、新型コロナウイルスが非常に蔓延をしてきましたので、予算を1回は返して、令和3年度に再度、つけてもらい、現在アンケート調査を終了し、実際に、この90件のホテルに対しまして、私ども、大阪府もできる限り同行をして、ホテル事業者の方にバリアフリー情報を公表するようにしてくださいと、働きかけをしているところでございます。

当事者の方も含めて、というお話ですが、まずは現状で、バリアフリー情報を公表されていない、こういうことをやってくださいと働きかけを、今行っておりまして、大阪府だけで行かせていただきたいと思いますと思っております。

そして、一般客室であっても、可能な限りバリアフリー情報を出してくださいということですが、これは、意見同じでございます。私どもも、できる限り、出してくださいという働きかけを今行っております。

最後の万博の話で、バリアフリーがどうなっていくのかということですが、この話は、万国博覧会協会の方で、現在検討されているとお聞きをしております。

その中では当事者の方も入っていただき、内容を詰めていくということで、今、お聞きをしております。どういうスケジュールでやるのかでは、まだ、私どもの方には入っておりませんが、入り次第、また、お伝えをさせていただきたいと思っておりますし、ぜひともオリンピック・パラリンピックに負けないような基準を作るべきだろうと、私どもは考えております。

以上でございます。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。

いずれも、大変重要なご指摘いただいていると思いますが、私の方から、提案です。

この基本構想ですが、非常に熱心に取り組んで作業進んでいる自治体と、さほどでないところが二極化しているように思いますが、できましたら、そういったことについてのノウハウや実践的な経験がないところにつきまして、先進的なところから一つのサジェスションをいただく形で、この審議会や部会の主催のもとに、事例を報告していただき、話を聞くというような会など、ご検討いただいたらと思います。

そして、もう一つは万博のことですが、私も、1981年のポートピアのときに、国際障害者年に開催されることもあり、バリアフリーについて、できる範囲のことをやったのですが、そういったことも含めて、相当にこれまでのストックがあると思いますが、これにつきましても、なんらかの形で審議会なりの方で支援する、応援するという形、情報交換・共有することによって、一層大阪府の他のプロジェクトとしてのバリアフリーを推進するということにも繋げていただきたいと思います願っております。

そのあたりいかがでしょうか。

○事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。

まず 1 点目の市町村のバリアフリー基本構想を先行で一生懸命やられている市町の方もいらっしゃいます。

部会長おっしゃる通りでございまして、その件についてはですね年明けに予定しております、部会でいくつかの市町に出来ましたら、Web参加でもいいと思いますが、来ていただいて、先進事例の紹介など、様々な紹介をしていただきたいと思いますと考えております。

その件につきましては、持ち帰らせていただいて、具体的に市町の方と調整をさせていただきたいなと思っております。

2 点目の万博のバリアフリーの話でございます。

これも万博協会の方が主体になる話ではありますが、しっかりと内容を伝えさせていただきまして、どういう形がいいのかも含めて、再度、審議会等で報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○部会長

どうもありがとうございました。

委員各位から何か質問、ご意見ございませんでしょうか。

リモートで参加いただいている委員各位におかれましてはどうでしょうか何かご質問、ご意見ありますか。

○委員

要望です。今日の会議の内容は、インターネット環境が悪くて、オンライン出席者としては、何をお話しされているか、わからないことがたくさんありました。

大変な作業になると思いますが、発言の記録を作っていただきたい。

議事録の形ではなくて、発言をされた記録を、また送っていただきたいと思っております。

そうでないと、私たちが参加した意義がなくなってしまうので、よろしく願いいたします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

本日は、オンラインの状態が悪かったということでございますので、ご要望の通りですね、議事録を改めて作らせていただきまして、別途各委員にお送りをさせていただきたいと思っております。

申し訳ございませんでした。

○委員

改めて、繰り返しになりますけども、議事録ではなく、発言の内容、その記録をお願いしたということです。

誰が発言をされたのか、また内容をまとめた形になりますので、今回の場合は、出席された方が、どこまで、どういったことを発言されているのか、その報告をいただきたいという意味で、発言の記録をお願いしたいです。

○事務局

承りました。

至急、作成させていただきまして、送付させていただくようにします。

○部会長

他にございますか。

○委員

今も、委員からありましたように、私も今日の会議の会話は聞こえるけれども、細かい内容を議論されているかは、鮮明に聞き取ることができていません。

今、議事録も欲しいですけども、今日いくつか聞きたいことがあったのですが、文書での質問というのも受け付けてもらえるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます

今日は、いろいろ不手際がございまして、申し訳ございません。

意見はいつでも受け入れさせていただきますので、ぜひとも文書でいただきたいと思えますよろしく願いいたします。

○委員

わかりました。

○部会長

お願いします。

○委員

この中身自体のことではなくて、音が聞こえにくいというのがあり、大阪府の担当者の方は、文章を読んでらっしゃるときが明瞭じゃないです。

音については、自由にご自分の声で発言されるとき、言葉はしっかりはっきりしている

のに、文章を読んでいるときは、はやい、そして、明瞭ではないので、ついていけない。

自分自身が資料を前もって読みつくしていたら、理解度はもっと良くなっていたかも知れませんが、今日の中身というのは十分に把握できなかったです。

これは、何とかしてもらいたいと思うので、繰り返しますが、文章読んでいるときの声、言葉と、ご自分の質問に答えているときの言葉と音声とで、全然明瞭感が違います。

そこは、何とかしていただきたいと思います。

○事務局

わかりました。

○部会長

今日は大変な実験となりましたが、やはり、会議そのものが、コミュニケーションをするためには聞こえないと発言もできませんよね、的確な改善のことよろしくお願いします。

時間も押してきましたが、他にございませんでしょうか。

○部会長

それではどうもありがとうございました。

本日も熱心なご議論ありがとうございます。

以上で議事が終了したということで、委員の皆様には大変円滑な議事進行に協力いただきましてありがとうございました。

今後、改善すべき課題も出てきましたけども、これも含めまして次回以降も盛況な議論したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○事務局

田中部会長ありがとうございました。

また委員の皆様、貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

それでは以上をもちまして本日の部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。